

2023年11月27日

日本寄生虫学会  
会員各位

選挙管理委員会  
委員長 濱野真二郎  
委員 岩永史朗  
委員 美田敏宏  
委員 菊地泰生

## 日本寄生虫学会理事等選挙について

日本寄生虫学会理事、プログラム委員会委員、教育委員会委員、および小泉賞審査委員会委員選挙を、以下の選挙要領に従い実施いたします。

## 日本寄生虫学会理事等選挙要領

一. 本選挙により以下の理事、プログラム委員会委員、教育委員会委員、および小泉賞審査委員会委員（奨励賞審査委員会委員を兼ねる）を選出する。

- ・理事 計 13 名
  - (1) 全国区選出理事 9 名
  - (2) 地方区選出理事 4 名
- ・プログラム委員会委員 計 12 名
  - (1) 分類・進化・生活史 2 名
  - (2) 生態・疫学 2 名
  - (3) 感染機構・寄生戦略 2 名
  - (4) 宿主応答（免疫以外）・宿主－寄生虫間相互作用 2 名
  - (5) 免疫・ワクチン 2 名
  - (6) 検査・診断・治療・創薬・症例 2 名
- ・教育委員会委員 計 12 名
  - (1) 全国区選出委員 8 名
  - (2) 地方区選出委員 4 名
- ・小泉賞審査委員（奨励賞審査委員を兼ねる） 18 名

本選挙により選出される理事および委員の任期は何れも 2024 年 3 月開催予定の第 93 回日本寄生虫学会総会の翌日から 2027 年の第 96 回日本寄生虫学会総会までの 3 年間である。

## 二. 投票方法

- 1) 投票は選挙管理委員会より郵送した投票用紙を用い、投票用紙の指定枠内に、該当する被選挙人名簿に記載されている氏名を1名以内記載する。
  - a. 誤記の場合は二重線で取り消し、新たに欄内に記載する。
  - b. 投票用紙に破損など事故が生じた場合および本選挙に係る不明な点がある場合は選挙管理委員会 [jsp.office.2015@gmail.com](mailto:jsp.office.2015@gmail.com) に問い合わせること。
- 2) 投票用紙を投票用封筒に封緘する。投票用紙および投票用封筒は無記名とする。
- 3) 投票用封筒は返信用封筒に入れて密封し、差出人氏名、住所を記載して、選挙管理委員会宛
- 4) **12月26日必着**にて返送する。12月26日を越えて届いた投票用紙は無効とし、開票しない。

### 1. 理事選挙の投票方法

- 1) 全国区選出理事の投票方法；選挙人は、「被選挙人名簿」より理事被選挙権保有者5名以内を選び、全国区理事候補者欄の5つの指定枠内に記入する。
- 2) 地方区選出理事の投票方法；選挙人は、「被選挙人名簿」より、その選挙人と同じ地方区に所属する理事被選挙権保有者1名以内を選び、地方区理事候補者欄の指定枠内に記入する。

### 2. プログラム委員会委員の投票方法

選挙人は、「被選挙人名簿」より、演題領域ごとにプログラム委員会委員被選挙権保有者2名以内を選び、投票用紙の指定枠内に記入する。

### 3. 教育委員会委員の投票方法

- 1) 全国区選出委員の投票方法；選挙人は、「被選挙人名簿」より教育委員会委員被選挙権保有者5名以内を選び、全国区委員候補者欄の5つの指定枠内に記入する。
- 2) 地方区選出委員の投票方法；選挙人は、「被選挙人名簿」より、その選挙人と同じ地方区に所属する教育委員会委員被選挙権保有者1名以内を選び、地方区教育委員候補者欄の指定枠内に記入する。

### 4. 小泉賞審査委員会委員の投票方法

選挙人は、「被選挙人名簿」より、小泉賞・奨励賞審査委員被選挙権保有者5名以内を選び、小泉賞・奨励賞審査委員候補者欄の指定枠内に記入する。

尚、不規則投票は以下のように取り扱う。

- (1) 選挙管理委員会より郵送した投票用紙、投票用封筒、ならびに返信用封筒を使用していない場合、無効とする。
- (2) 各候補者記入欄に2名以上の氏名が記入された場合、その欄に限り無効とする。
- (3) 被選挙人でない氏名が記載された投票は、その記載に限り無効とする。
- (4) 選挙人と異なる地方区の被選挙人(理事および教育委員会委員)の氏名が記載された投票は、その記載に限り無効とする。
- (5) 投票先を明確にするため、投票用紙には投票用紙には被選挙人名を名簿のとおりに記載する。同姓同名の被選挙人がいる場合は所属支部を併記する。区別できない場合は按分票とする。
- (6) その他無効投票の取扱いは理事選挙実施規定の第8条の規定および選挙管理委員会の判

断により行う。

### 三. 開票および当選人の決定

- 1) 開票は12月27日以降に選挙管理委員長および委員の立ち会いの下、庶務委員が行う。
- 2) 本選挙における当選人の決定は理事選挙実施規程第9条に従い、また、プログラム委員、教育委員、および小泉賞審査委員（奨励賞審査委員を兼ねる）選挙における当選人の決定は同第9条に準じて行う。
  - (1) 理事選挙における当選人の決定；全国区では、得票数の多い者から順に9名を当選人と定め、地方区では、地方区（支部）ごとに得票数の多い者1名計4名を当選人と定める。同一会員が全国区と地方区それぞれで当選人となった場合には、全国区の選挙結果を優先し、その当選人の所属する支部（地方区）における得票数第2位以下の者を順次繰り上げ当選人とする。同一得票数の者が2名以上あり、これらを当選人としたときに、定められた理事数を越える場合は、これらの同一得票数を獲得した被選挙人のうち、年長者を当選人とする。
  - (2) プログラム委員会委員選挙における当選人の決定；演題領域ごとに得票数の多い者2名、計12名を当選人と定める。ただし、同一人が2つ以上の演題領域の当選人となった場合は、得票数の多い演題領域の当選人とする。そのため欠員が生じた演題領域においては定員2名が満ちるまで次点者を繰り上げ、当選人とする。同一得票数の者が2名以上あり、これらを当選人としたときに、定員2名を越える場合は、これらの同一得票数を獲得した被選挙人のうち、年長者を当選人とする。
  - (3) 教育委員会委員選挙における当選人の決定；上掲（1）「理事選挙における当選人の決定」と同様の方法で、全国区8名、地方区各1名計4名を当選人と定める。
  - (4) 小泉賞審査委員会委員（奨励賞審査委員会委員を兼ねる）選挙における当選人の決定；上掲（1）「理事選挙における当選人の決定」と同様の方法で、得票数の多い者18名を定める。同一得票数の者が2名以上あり、これらを当選人としたときに、定員18名を越える場合は、これらの同一得票数を獲得した被選挙人のうち、年長者を当選人とする。
- 3) 選挙管理委員長は開票後ただちに上記に従い当選人を決定し、理事長に報告する。
- 4) 理事長は学会HP等により当選人を公示する。
- 5) 選挙結果に関する異議の申し立ては選挙結果の公示の日から1週間以内に選挙管理委員会宛て行わなければならない。尚、理事選挙実施規程第4条第6項の規定に基づき、被選挙人名簿に登録された会員が理事に選出されたときは、正当な理由があると認められる場合を除き、これを拒否することはできない。また、プログラム委員、教育委員、および小泉賞審査委員（奨励賞審査委員を兼ねる）に選出されたときも同様に、正当な理由があると認められる場合を除き、これを拒否することはできないものとする。
- 6) 理事長は当選人の氏名を評議員会および総会において報告し、承認を得る。
- 7) 承認された当選人をそれぞれ理事、プログラム委員会委員、教育委員会委員、および小泉賞審査委員会委員（奨励賞審査委員会委員を兼ねる）とする。

以上